

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第三号
平成二十九年三月一日発行（抜刷）

資
料

日本後紀史料

（稿）

延暦十一年

史
料
編
纂
所

日本後紀史料（稿）——延暦十一年——

史料編纂所

連載にあたつて

『続日本紀史料』全二十卷二十一冊が完結したのは、平成二十六年二月のこと。

第一巻の出版が昭和六十二年二月だから、完成までに実に二十八年の歳月を費やしたことになる。

しかも、『続日本紀史料』の編纂は、皇學館大学研究開発推進センターの前身にあたる皇學館大学史料編纂所の開設（昭和五十三年四月）にまで溯るから、かかる準備の期間もふくめれば、この事業にはおよそ三十七年を要したことになる。

回顧すれば、長期にわたる編纂作業はそれなりに苦労も多かったが、今となつては昔話である。それよりも、『続日本紀史料』完成後、次の事業をどうするかという問題が持ち上がったときのほうが頭が痛かつた。六国史編年部門として『日本後紀』を対象とした編年史料集の編纂に着手すべきだが、いざれを取り上げるにしても大きな障礙があつた。

周知のように、『日本書紀』の古い部分の年紀には延長があり、編年史料集の座標軸には利用できない。また、いっぽうの『日本後紀』は、『続日本紀』に続

く堂々たる国史でありながら、全四十巻のうち現存するのは纔か十巻であつて、『日本書紀』とは別の意味で、編年史料集の基軸に据えるには心もとないところがあつた。

こうした外的な要因から、『続日本紀史料』につぐ編年史料集の編纂にはなかなか踏み切れないでいたが、さりとて部門を開店休業にするわけにもいかず、当面の策として二つの事業を掲げた（『続日本紀史料』の補訂と、同書の活用に向けた文献解題の作成についてはここではふれない）。

一つは、『日本書紀史料』（假称）作成のための準備で、具体的には、信頼のおける『日本書紀』のテキスト作りに向けた古写本の調査である。こちらは、すでに熱田本『日本書紀』の調査・研究でかなりの成果をあげている。科学研究費などの交付をうけて撮影した熱田本全巻の影印が、やがて刊行の運びとなる。

いま一つが、『日本後紀史料』（假称）の刊行に向けた「日本後紀史料（稿）」の作成である。これは、『続日本紀史料』が網羅しえなかつた桓武天皇朝の残りの部分（延暦十一年から大同元年まで）について、『続日本紀史料』と同様の体裁の原稿を用意し、後日の『日本後紀史料』の刊行に備えようというものである。

ここに『皇學館大学研究開発推進センター紀要』の紙面を藉りて連載を開始するには、まさにその原稿である。第一回は、延暦十一年分を掲載する。

右にものべたとおり、『続日本紀史料』は第一巻刊行までに九年の準備期間を

要したが、この難事業に取り組まれたのは、元史料編纂所所員で現皇學館大學長の清水潔氏である。氏は、日本を代表する古代史研究者だが、その清水氏の力をもつてしても、刊行までにはこれだけの歳月を必要としたのである。ましてや、われわれ菲才があらたに『日本後紀史料』の稿を起こそうとすると、『続日本紀史料』と同じか、あるいはそれ以上の準備期間を必要とすることは火を見るよりも瞭かである。それゆえ、『続日本紀史料』完結から僅々三年の準備期間で、「日本後紀史料（稿）」の公開に踏み切ることには懸念も多い。と同時に、不備の謗（そじ）りは免れないであろう。

ただ、『続日本紀史料』完結後も、六国史編年部門としてそれなりに事業を継続していることを内外に周知していただき必要があり、敢て忸怩たる思いで未定稿を公開する次第である。もとより不備は承知の上だが、将来の『日本後紀史料』の刊行に向けた基礎工事とお考えいただければ幸いである。かかる微意をお汲み取りいただき、この事業に対する、博雅のご批正とご支援を乞うこと切である。

（皇學館大學研究開發推進センター副センター長 荊木 美行）

〔附記〕

なお、当初は本号に延暦十二年分（遠藤慶太担当）も掲載するつもりで組版までしたが、紙幅が大幅に超過することから、やむなくこれを次号送りとした。ご諒解を乞う次第である。

日本後紀史料（稿）凡例

一、「日本後紀史料（稿）」は、『続日本紀』につぐ勅撰の歴史書『日本後紀』を基軸に、関聯資料を併載した編年史料集である。対象とするのは、『日本後紀』が網羅する延暦十一年（七九二）より天長十年（八三三）の四十二年間である。一、史料の排列は、先行する『続日本紀史料』を踏襲した。即ち、同一記事では、冒頭に『日本後紀』を置き、以下、原則として『類聚國史』『日本紀略』『扶桑略記』を排し、さらに年代記・記録文書類等の関係史料をほぼ成立年代順に掲げた。

一、ただし、『日本後紀』は散逸が甚だしく、現存するのは全四十巻のうち、卷第五・八・十二・十三・十四・十七・二十・二十一・二十二・二十四の十巻であるため、これらの期間については『日本後紀』の記事をそのまま掲げることが可能だが、それ以外の期間については、『類聚國史』『日本紀略』などに残る『日本後紀』逸文によった。

一、『日本後紀』本文については、三条西家本を底本とし、朝日新聞社本・新訂増補国史大系本・訳注日本史料本などを参照した。

一、日々の史料について綱文を立て事実の大要を示し、読者の便宜とした。『日本後紀』、若しくはその逸文が存する場合はその文に準拠し、并せて『日本紀略』前篇を参照した。それ以外の史料によって綱文を立てる場合も、努めて史料中の表現を用いた。

一、歴代天皇及び朝廷の記事は、原則として主語を省いた。人名に係る官位・姓は原則として記さないが、薨卒記事には官位・姓を、賜姓記事には姓を附した。

一、木簡・金石文等の断片的な史料や、年月日に係けて綱文を立てるに至らない史料等は、「雜載」として、是月条または是年条に収めた。

一、年紀に諸説があるものや、内容の真偽が定まらないについても広く採録し、注記でその旨を断つた。

一、引用の史料は、信頼のおける校訂本がある場合はそれにしたがうが、『類聚三代格』『東大寺要録』など、主要な史料については定評のある古写本にあたり、字句を確認した。依拠した写本については、史料名の下に注記した。

一、「参考」には、参考とすべき史料を掲出したが、本文掲出は最小限に留め、他は史料の所在を注記するにとどめた。

一、上欄見出しは、主に主要用語を掲げ、ほかに便宜、史料を要約して参考に供した。

一、史料本文には、可能な限り句読点・返点等を附して、参考に供した。

一、編者が注記した文は、首に○を加へて史料のあとに掲げ、また原文中の傍注等には（）を施し原文と区別した。

一、原稿の作成には、莉木美行（延暦十一年）があたり、全体の調整は莉木と遠藤慶太が行つた。なお、素稿の作成に関しては、川合洋子・橋倉雄二氏の協力を得た。

延暦十一年壬申（七九二年）

正月 大
丙辰盡

一日（丙辰）大極殿に御して、朝賀を受けたまふ。

〔類聚國史〕卷第七十一 歳時二 元日朝賀

十一年春正月丙辰朔。皇帝御_二大極殿_一受_二朝賀_一。

〔日本紀略〕前篇十三

申_二十一_一年正月丙辰朔。皇帝御_二大極殿_一受_二朝賀_一。

二日（丁巳）侍臣を前殿に宴し御被を賜ふ。

〔類聚國史〕卷第七十一 歳時二 元日朝賀

丁巳。宴_二侍臣於前殿。賜_二御被_一。

七日（壬戌）南院に御して、五位以上を宴して祿を賜ふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

十一年正月壬戌。御_二南院_一。宴_二五位以上_一。賜_レ祿有_レ差_{云々}。位_レ事_レ具_レ敍_一。

〔類聚國史〕卷第七十一 歳時二 七日節會

十一年正月壬戌。御_二南院_一。宴_二五位以上_一。賜_レ祿有_レ差_一。

敍位あり。

〔日本紀略〕前篇十三

壬戌。敍位。

〔公卿補任〕延暦十五年條

(參議) 從四位下 和家磨_{三十六}三月一日壬辰任。七月廿八日正四下。

(中略) 十一年正月壬戌從五上。(後略)

〔外記補任〕

延暦十一年

大外記外從五位下高村忌寸田使正月七日敍任

池原諸梶_{三月轉任}(後略)

九日(甲子)諸院を巡覽したまひ、猪隈院に於いて五位已上をして射せしめ、中りたる者に錢を賜ふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇巡幸

桓武天皇延暦十一年正月甲子。車駕巡覽諸院。於猪隈院。令_{下二}五位已上_一射_上。賜_二中者錢。射罷賜_二五位已上及内命婦帛_一有_レ差。

〔類聚國史〕卷第七十二 歳時三 射禮

桓武天皇延暦十一年正月甲子。車駕巡覽諸院。於猪隈院。令_{下二}五位已上_一射_上。賜_二中者錢。射罷賜_二五位已上及内命婦帛_一有_レ差。

〔日本紀略〕前篇十三

甲子。車駕巡覽諸院。於猪隈院。令下五位已上射。賜中者錢。

十一日（丙寅）陸奥國の言によるに、斯波村の夷、使を遣はして、伊治村の俘等の遮鬪を制し、永く降路を開かむことを請ふが故に、物を賜ひて放還すれど、常賜に加ふること勿からしむ。

〔類聚國史〕卷第百九十一 風俗 俘囚

桓武天皇延暦十一年正月丙寅。陸奥國言。斯波村夷膽澤公阿奴志己等。遣使請曰。己等思レ歸王化。何日忘之。而爲伊治村俘等所遮。無由自達。願制彼遮鬪。永開降路。即爲示朝恩。賜レ物放還。夷狄之性。虛言不實。常稱歸服。唯利是求。自今以後。有夷使者。勿レ加常賜。

十四日（己巳）是より先、藥物往々にして出ず。

〔日本紀略〕前篇十三

己巳。先レ是。藥物往々出。公卿詣レ闕上表曰。云々。

十五日（庚午）傳燈大法師施曉の奏により、本寺の供を以て沙門の釋侶の住處に給ひ、山背國の百秦刀自女ら三十一人、其の心願に従ひ咸得度せしむ。

〔類聚國史〕卷第百八十七 佛道十四 度者

十一年正月庚午。傳燈大法師位施曉奏曰。竊以。眞理無レ。帝道亦一。數レ化之門是異。覆載之功乃同。故衛護萬邦。唯資於佛化。弘隆三寶。靡非帝功。夫沙門釋侶。三界旅人。離レ國離レ家。無レ親無レ族。或坐山林而求レ道。或蔭松柏而思レ禪。雖レ有避世出塵之操。不忘護國利人之行。而糧粒罕レ得。飢餓常切。伏望以本寺供。給彼住處。則縉徒獲全百年之命。聖化遠流千載之表。又山背國百秦忌寸刀自女等卅一人。俱發誓願。奉爲聖朝。自去寶龜三年迄于今年。每年春秋。悔過修福。顧其精誠。實可隨喜。伏望從其心願。咸令得度。並許之。

〔元亨釋書〕 卷第二十三 資治表四 桓武

十有一年。春正月。給_二供于頭陀所_一。賜_二度于山背秦氏_一。〔中略〕

延暦十一年。正月。沙門施曉奏曰。竊以。眞理無二。帝道惟一。敷化之門雖異。覆載之功乃同。故衛_三護萬邦_二。唯資_二於佛化_一。弘_三隆三寶_二。靡_レ非_二帝功_一。又夫沙門釋子。三界旅人。離_レ家離_レ鄉。無_レ親無_レ族。或坐_二山林_一而求_レ道。或蔭_二松柏_一而思_レ禪。雖有_二避_レ世出_レ塵之操_一。不_レ忘_二護_レ國利_レ人之行_一。而糧粒罕得。飢餓常切。伏望本州國分之供。分給_二彼所_一。然則。輜徒得_二不_レ虞而修_一。聖恩有_二弗_レ督而化_一。制可。又奏曰。山背之民奏氏及女某等三十人。自_二去寶龜三年迄今。每歲春秋悔過修練。其精誠寔可憐。伏願天慈賜_レ度。又旌_レ善之一化也。制可。是歲。田一千畝納_二梵釋寺_一。

十七日（戊寅）南院に幸して射を觀たまふ。

〔類聚國史〕卷第七十二 歲時三 射禮

壬申。幸_二南院_一觀_レ射。

〔日本紀略〕前篇十三

壬申。幸_二南院_一觀_レ射。

二十日（乙亥）登勒野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

十一年正月乙亥。遊_二獵于登勒野_一。獵罷臨_二葛野川_一。賜_二從臣酒_一。

二十三日（戊寅）山背國の地四十町を紀船守に賜ふ。

〔日本紀略〕前篇十三

戊寅。山背國地冊町賜_一大納言紀船守_一。

二十七日（壬午）地、震ふ。

〔類聚國史〕 卷第百七十一 災異五 地震

十一年正月壬午。地震。

〔日本紀略〕 前篇十三

壬午。地震。

二十八日（癸未）藤原小黒麻呂、奉獻す。五位以上及び藤原氏の六位以上に物を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第七十八 奉獻 獻物

十一年正月癸未。大納言正三位藤原朝臣小黒麻呂奉獻。五位以上及藤原氏六位以上賜レ物有レ差。

二十九日（甲申）白氣、日を貫く。

〔日本紀略〕 前篇十三

甲申。白氣貫レ日。

〔参考〕

〔晋書〕 卷第十二 天文志中 史傳事驗（中華書局本）

恭帝元熙二年正月壬辰。白氣貫レ日。東西有直珥。各一丈。白氣貫レ之交市。

一月 大丙戌盡

一日（丙戌）大極殿に御して、朝禮を聽きたまふ。

〔類聚國史〕卷第二十八 帝王八 天皇聽朝

桓武天皇延暦十一年二月丙戌朔。皇帝御大極殿。聽朝禮也。

〔日本紀略〕前篇十三

二月丙戌朔。皇帝御大極殿。聽朝禮也。

二日（丁亥）任官あり。

〔日本紀略〕前篇十三

丁亥。任官。

〔公卿補任〕延暦十一年條

（參議 從四位上）石川眞守 右大辨。二月丁亥兼大和守。四月轉兼左京大夫。

〔公卿補任〕延暦十五年條

（參議 從四位下）和家磨_{三十六}三月一日壬辰任。七月廿八日正四下。

（中略）二月丁亥兼美乃介（助如元）。（後略）

六日（辛卯）水生野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

二月辛卯。遊獵於水生野。

〔日本紀略〕前篇十三

辛卯。遊獵於水生野。

七日（壬辰）侍臣を宴す。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

二月壬辰。宴侍臣。賜物有差。

十日（乙未）任官あり。

〔日本紀略〕前篇十三

乙未。任官。

〔公卿補任〕延暦二十四年條

（參議）正四位下 菅野眞道五十（中略）

十二年二月乙未治部大輔（學士佐守如元）。（後略）

十五日（庚子）伊豫親王、冠す。

〔日本紀略〕前篇十三

庚子。伊豫親王冠。

十八日（癸卯）大原野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

癸卯。遊_二獵于大原野。

〔日本紀略〕 前篇十三

癸卯。遊_二獵于大原野。

十九日（甲辰）大和國高市郡の水田一町を長谷・川原寺に施入す。

〔類聚國史〕 卷第百八十二 佛道九 寺田地

十一年二月甲辰。以_二大和國高市郡水田一町。施_二入長谷川原寺。

二十七日（壬子）栗前野に遊獵したまひ、罷りて右大臣藤原是公の別業に御す。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

壬子。遊_二獵于栗前野。獵罷御_二右大臣藤原朝臣是公別業。賜レ物有レ差。

二十八日（癸丑）諸衛府を率ゐて平城の舊宮を守らしむ。

〔日本紀略〕 前篇十三

癸丑。率_二諸衛府_一守_二平城舊宮。

二十九日（甲寅）京中を巡幸したまひ、藤原乙叡の第に御し、宴飲して樂を奏す。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇巡幸

父の右大臣繼繩奉獻す
二月甲寅。巡_二幸京中。御_二兵部大輔從四位下藤原朝臣乙叡第一。宴飲奏レ樂。父右大臣繼繩獻_二布帛。賜_二從官_一有レ差。

從官に物を賜ひ、大臣の孫諸主に位を授ぐ

〔日本紀略〕前篇十三

甲寅。巡幸京中。御兵部大輔藤原乙叡第。宴飲奏レ樂。

三十日（乙卯）大藏省、善珠法師に施す所の絶綿の類、法師辭びて受けざるにより、官庫に返納せむことを奏請す。

〔類聚國史〕卷第百八十六 佛道十三 施物僧

桓武天皇延暦十一年一月乙卯。大藏省奏請。頃年所レ施善珠法師絶綿類。以法師辭而不受。物實在省。伏望依レ數返納官庫。上聞而驚焉。

是月雜載

〔二所太神宮例文〕

若磨 第廿一 祭主広見孫也。延暦十一年二月廿日任。在任五年。今年太神宮臨時遷宮。

三月 小丙辰盡

二日（丁巳）南園に幸して禊飲したまふ。

〔類聚國史〕卷第七十三 歲時四 三月三日

十一年三月丁巳。幸_ニ南園。禊飲。命_ニ群臣賦_レ詩。賜_レ綿有_レ差。

〔日本紀略〕前篇十三

三月丁巳。幸_ニ南園。禊飲。

〔参考〕

〔令義解〕雜令40、諸節日條

凡正月一日。七日。十六日。三月三日。五月五日。七月七日。十一月大嘗日。皆_ニ爲節日。其普賜。臨時聽_レ勅。

十日（乙丑）樞谷に行幸す。

〔日本紀略〕前篇十三

乙丑。行_ニ樞谷。

十七日（壬申）詔旨に遵わず、職に背きて出去するにより、安曇繼成を佐渡國に流す。特に恩旨有りて死を減ずるなり。

〔類聚國史〕卷第八十七 刑法一 配流

十一年三月壬申。流_ニ内膳奉膳正六位上安曇宿禰繼成於佐渡國。初安曇高橋二氏常爭下供_ニ奉神事。行立前後_上。是以去_ニ年十一月新嘗之日。有_レ勅以_ニ高橋氏_ニ爲前。而繼成不_レ遵_ニ詔旨。背_レ職出去。憲司請_レ誅_レ之。特有_ニ恩旨_ニ以減_レ死。

〔西宮記〕 卷第六（裏書）

延暦十一年三月壬申。流内膳奉膳正六位上安曇宿禰繼成於佐渡國。初安曇高橋二氏。常爭_下供奉神事_{行立前後}。是_以去年十一月新嘗會之日。有_レ勅。以_二高橋氏_爲前。而繼成不_レ遵_二詔旨_一。背_レ職出去。憲司請_レ誅。特有_二恩旨_一。以減死_レ論。

〔本朝月令〕 六月（九條家舊藏本、宮内廳書陵部藏）

同日神今食祭事。見儀式。

高橋氏文

高橋氏文云。太政官符神祇官。定下高橋安曇二氏供奉神事御膳。行立先後事。右被右大臣宣_レ餌。奉_レ勅。如_レ聞。先代所_レ行。神事之日。高橋朝臣等立_レ前供奉。安曇宿禰等。更无_レ所_レ爭。但至_二于飯高天皇御世_一。靈龜二年十二月。神今食之日。奉膳從五位下安曇宿禰刀語_二典膳從七位上高橋朝臣乎具須比_一曰。刀者官長年老。請_二立_レ前供奉_一。此時。乎具須比答云。神事之日。供_二奉御膳_一者。膳臣等之職。非_二他氏之事_一。而刀猶強論。乎具須比不_レ肯。如_レ此相論。聞_二於内裏_一。有_二勅判_一。累世神事。不_レ可_二更改_一。宜依_レ例行_レ之。自_レ爾以來。无_レ有_二爭論_一。至_二于寶龜六年六月_一。神今食之日。安曇宿禰廣吉強進前立。與_二高橋波麻呂_一相爭。挽_二却廣吉_一。事畢之後。所司科_レ祓。于時波麻呂固辭。无_レ罪何共爲_レ祓。是言上聞。更有_二勅判_一。上中之祓。科_二廣吉_一訖。其後廣吉等。妄以_二偽辭_一。加_二附氏記_一。以_レ此申聞。自得_レ爲_レ先。因_レ茲高橋朝臣等。雖_レ不_二敢披訴_一。而憂憤之狀。稍有_二顯聞_一。去延暦八年。爲_レ有_二私事_一。各進_二記文_一。即喚_二二氏_一。勘_二問事由_一。兼搜_二檢日本紀及_二氏私記_一。乃知_二高橋氏之可_レ先。而事經_二先朝_一。不_レ忍_二卒改_一。思_二欲令_二一先一後彼此無_レ憂。雖_レ未_レ勅_二所司_一。而每_レ臨_二祭事_一。宜_二知_二二氏_一遞令_二先後_一。而今內膳司奉膳正六位上安曇宿禰繼成。去年六月十一月十二月。三度神事。頻_レ爭_レ在_レ前。猶不_レ肯進。仍勅_下應_二遞先後_一之狀_上。比來頻已告訖。宜_二此度依_レ次令_二高橋先_一。而繼成不_レ奉宣勅_一。直出而退。竟不_二供奉_一。爲_レ臣之理。豈如_レ此乎。宜_二下稽_二故事_一。以定_二其次_一。兼論_レ所_レ犯。准_レ法科斷_上者。謹案_二日本紀_一。卷向日代宮御宇大足彥忍代別天皇五十三年。巡狩東國。渡_二淡水門_一。是時聞_二覺駕鳥之聲_一。欲_レ見_二其形_一。尋_レ之出_二海中_一。仍得_二白蛤_一。於是膳臣遠祖名磐鹿六鴈。高橋祖也。以_レ輔_二手繩_一。白蛤爲_レ膽而進_レ之。故美_二六鴈臣_一而賜_二膳大伴部_一。檢_二其家記_一。略同_二於此_一。是高橋氏預_二奉御膳_一之由也。降及_二輕嶋明宮御宇譽田天皇三年。

處々海人訕^ニ吠之^ニ不^レ從^レ命。乃遣^ニ安曇連祖大濱宿禰。平之日。爲^ニ海人之宰。是安曇氏預^ニ奉御膳^ニ之由也。又安曇宿禰等欵^ニ云。御間城入彦五十瓊殖天皇御世。己等遠祖大榜成吹火始奉^ニ御膳^ニ者。仍檢^ニ其私記文。追注行下。筆迹殊拙不^レ庶^レ字。奸詐之端於^レ是見矣。然則考^ニ之國史。求^ニ之家記。磐鹿六鷹委^ニ質於前。大濱宿禰策^ニ名於後。時經^ニ五代。逾^ニ二百。相去懸遠。更無^レ可^レ疑^ニ先後之次。事已灼然。理須^ニ以^ニ高橋^ニ爲^レ先。安曇在^レ後。又繼成固^ニ執偽記。臨^レ事爭^レ先。恣^レ意遁去。遂不^ニ供奉。不^レ承^ニ詔命。無^ニ人臣禮。此而不^レ正。何以懲^レ後。仍案^ニ職制律^ニ云。對^ニ捍詔使^ニ而無^ニ人臣之禮^ニ者絞。名例律云。對^ニ捍詔使^ニ而無^ニ人臣之禮^ニ者。爲^ニ大不敬。又云。犯^ニ八虐^ニ獄成者除名者。今繼成所^レ犯。准^レ犯依^ニ律。處^ニ絞刑^ニ令^ニ除名^ニ、謹具^レ狀奏聞者。奉^レ勅。宜^ニ宥^ニ其死。以處^ニ遠流^ニ。自餘依^ニ奏者。官宜^ニ承知以爲^ニ永例。符到奉行。延暦十一年三月十九日。

二十日（乙亥）美作國、白雉を獻^ズ。

〔類聚國史〕卷第百六十五 祥瑞上 雉

十一年三月乙亥。美作國獻^ニ白雉^ニ。

〔日本紀略〕前篇十三

乙亥。美作國獻^ニ白雉^ニ。

〔参考〕

〔延喜式〕卷二十一 治部省

〔前略〕白雉。岱宗之（中略）

右中瑞

二十三日（戊寅）失火に遭ひたるにより天照太神の宮を造る。

〔類聚國史〕 卷第三 神祇三 伊勢太神

十一年三月戊寅。造_ニ伊勢國天照太神宮。以_レ遭_ニ失火_一也。

〔日本紀略〕 前篇十三

戊寅。造_ニ伊勢國天照太神宮。以_レ遭_ニ失火_一也。

○夜盜ありて伊勢太神宮の正殿、財殿等を焼きしこと延暦十年八月三日條（『續紀史料』二十一-627）、參議紀古佐美らを遣はして神宮の焚かれたるを謝し、また使を遣はして修造せしむこと同月十四日（『續紀史料』二十一-641）、伊勢太神宮の宮司・禰宜、度會郡司らを推問すること同年九月是月（『續紀史料』二十一-652）、伊勢太神宮の大内人・度會郡司らに大祓を科し解任せし」と同年十月是月（『續紀史料』二十一-660）、造太神宮司を任ずること同年十二月是月（『續紀史料』二十一-676）條參照。

曲宴ありて、五位以上に錢を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

三月戊寅。曲宴。賜_ニ五位以上錢_一有_レ差。

二日（丙戌）大納言紀船守薨す。詔して、正一位右大臣を贈りたまふ。

〔日本紀略〕前篇十三

四月丙戌。大納言紀船守薨。詔贈正一位右大臣。

〔公卿補任〕天應元年條

（參議）從四位上 紀船守 六月廿七日任。權中將如元。七月丁卯兼内藏頭。天平三年辛未生。

紀角宿禰十世之孫。從七位下猿取男（或云。鍋邑孫。抹取子）。

〔頭書云〕小野宮本云。贈太政大臣正一位諸人長子。或本云。押勝謀反之時。以授刀射殺逆黨中衛將監矢田部老磨。天平寶字年中起家任三授刀。八年九月大師押勝謀反。高野天皇遣使取中院鈴印。押勝聞之令其子訓儒磨等奪之。天皇遣使射殺之。于時授刀從七位下船守令射殺之。依此功授從五位下勳五等。神護景雲二年十一月己亥爲檢校兵庫軍監。三年三月戊寅兼紀伊介（近衛將監如元）。四年八月丁巳兼紀伊守（將監如元）。寶龜二年閏三月戊子朔兼但馬介。十一月丁亥從五上。五年兼內厩助。六年九月戊午爲近衛員外少將。八年正月戊寅土左守。九年十二月庚子近衛少將（守如元）。十年正月癸丑正五上。十一年九月癸卯從四下。天應元年四月癸丑從四位上。五月乙丑爲近衛權中將。六月廿七日甲寅任參木（中將如元）。

〔公卿補任〕延暦十一年條

（大納言）正三位 紀船守 六十 四月二日薨。式部卿。近衛大將。天皇甚哀悼。不視事三日。贈右大臣正一位。（參議五年。中納言七年。近

【参考】

〔紀氏系圖〕（群書類從）

猿取從五上

船守正三大納言
參木式部卿延暦十一四二薨六十二

梶長正三中納言
大同元十三薨五十三

家守從四上三乃守
三木左大辨

田長從四下

女子平城妃

○藤原仲麻呂の叛乱に際し、仲麻呂と天皇が中宮院の鈴印を奪い合ひ、詔使として仲麻呂の遣はした中衛將監矢田部老を射殺し印を奪ひしこと天平寶字八年九月十一日（『續紀史料』十三－64）、時に授刀あり。その功により從五位下に同日敍せらる。功田八町を賜ひ、子に傳へしを許されしこと天平神護二年二月廿一日（『續紀史料』十四－10）、檢校兵庫軍監に任せられしこと神護景雲二年十一月廿九日（『續紀史料』十五－113）、近衛將監從五位下で紀伊介を兼ねしこと同三年三月十日（『續紀史料』十五－165）、近衛少將で紀伊守を兼ねしこと寶龜元年八月廿八日（『續紀史料』十五－45）、再度近衛將監とありて但馬介を兼ねしこと同一年閏三月一日（『續紀史料』十六－132）從五位上に敍せられしこと同年十一月廿五日（『續紀史料』十六－228）、紀伊守のままで近衛員外少將に任せられしこと同六年九月廿七日（『續紀史料』十七－232）、土佐守を兼ねしこと同八年正月廿五日（『續紀史料』十七－402）、内厩助・土佐守のまま近衛少將に任せられしこと同九年二月廿三日（『續紀史料』十八－15）、正五位上に敍せられしこと同十年正月十三日（『續紀史料』十八－122）、從四位下に敍せられしこと同十一年十月十三日（『續紀史料』十八－359）、從四位上に敍せられしこと天應元年四月十五日（『續紀史料』十八－537）、内厩助のまま近衛員外中將に任せられしこと同年五月七日（『續紀史料』十八－543）、參議に任せられしこと同年六月二十七日（『續紀史料』十八－582）、内厩頭を兼ねしこと同年七月十日（『續紀史料』十八－587）、内厩頭のまま常陸守を兼ねしこと延暦元年六月二十日（『續紀史料』十九－49）、正四位下に敍せられしこと同月二十一日（『續紀史料』十九－51）、内厩頭・常陸守のまま近衛中將に任せられしこと同二年二月二十五日（『續紀史料』十九－117）、正四位上に敍せられしこと同年七月十九日（『續紀史料』十九－174）、造長岡宮使に任せられしこと同三年六月十日（『續紀史料』十九－253）、賀茂社に奉幣し遷都の由を告げしむこと同月十三日（『續紀史料』十九－256）、内厩頭・常陸守のまま中宮大夫を兼ねしこと同年七月十三日（『續紀史料』十九－264）、遷都により賀茂上下二社を從二位に敍すため遣はされしこと同年十一月二十日（『續紀史料』十九－294）、從三位に敍せられしこと同年十二月一日（『續紀史料』十九－298）、中宮大夫・常陸守のまま近衛大將に任せられしこと同四年正月十五日（『續紀史料』十九－318）、中納言に任せられしこと同年十一月二十五日（『續紀史料』十九－505）、中納言・近衛大將のまま式部卿を兼ねしこと同五年二月十七日（『續紀史料』二十一－21）、皇太子元服に冠を加ふこと同七年正月十五日（『續紀史料』二十一－171）、征東將軍紀古佐美の敗軍の状を太政官曹司において勘問せしこと同八年九月十九日（『續紀史料』二十一－352）、正三位に敍せられしこと同九年二月二十七日（『續紀史料』二十一－408）、大納言に任せられしこと同十年正月十六日（『續紀史料』二十一－565）、山背國地四十町を賜はりしこと同十一年正月二十三日條参照。

攝津國嶋上郡に在りし菅原寺・梶原僧寺・尼寺の野を法制に縁りて本主に還與し、大井寺・藤原不比等・藤原房前・藤原清河の野は舊に隨ひて給す。

〔類聚國史〕 卷第百八十二 佛道九 寺田地

四月丙戌。在攝津國嶋上郡菅原寺野五町。梶原僧寺野六町。尼寺野二町。或寺家自買。或債家所償。並縁法制。還與本主。大井寺野廿五町。贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等野八十七町。贈太政大臣正一位藤原朝臣房前野六十七町。故入唐大使贈從二位藤原朝臣清河野八十町。或久載寺帳。或世爲三家野。因隨舊給之。

二十一日（乙巳）近衛大將を任す。

〔日本紀略〕 前篇十三

乙巳。任官。從四位下大中臣諸魚爲近衛大將。云々。

近衛・中衛兩府の大將、舊に依り從四位上の官と爲す。

〔日本紀略〕 前篇十三

乙巳。（中略）勅。近衛中衛兩府大將。元從四位上官也。去天平神護元年。改爲正三位官。宜依舊爲從四位上官。

○中衛大將の相當位を正三位に改めしこと天平寶字二年八月二十五日（『續紀史料』十一-37）、近衛大將が正三位の官となりしこと天平神護元年二月三日條（『續紀史料』十三-27）参照。なほ、近衛大將が從三位、中衛大將が正四位上に改められしこと延暦十八年四月二十七日に見ゆ。

二十五日（己酉）曲宴ありて、五位已上に帛を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

四月己酉。曲宴。賜五位已上帛有差。

五月 大
甲寅朔
盡

六日（己未）頻年、旱災有るを以て馬射を停む。侍臣に宴し、樂を奏す。

〔類聚國史〕卷第七十三 歲時四 五月五日

十一年五月己未。停馬射。以頻年有旱災也。宴侍臣。奏樂。賜物有差。

〔日本紀略〕前篇十三

五月己未。停馬射。以頻年有旱災也。

十一日（甲子）唐女の李自然に位を授く。

〔日本紀略〕前篇十三

春日朝臣淨足の妻
甲子。唐女李自然授從五位下。自然從五位下大春日淨足之妻也。入唐娶自然爲妻。歸朝之日。相隨而來。

十七日（庚午）葛野川に幸し、右大臣藤原繼繩の別業に御す。

〔日本紀略〕前篇十三

庚午。幸葛野川。便御右大臣藤原繼繩別業。

六月 大甲申朔盡

一日（甲申）寒きにより、人絮を著す。

〔日本紀略〕前篇十三

六月甲申朔。寒。人或著レ絮。

三日（丙戌）任官あり。

〔日本紀略〕前篇十三

丙戌。任官。

五日（戊子）皇太子安殿親王病むにより、畿内名神に奉幣す。

〔日本紀略〕前篇十三

戊子。奉幣於畿内名神。以「皇太子病」也。

○皇太子の寝膳、適に乖けるにより、京下の七寺に於て誦經せしこと延暦九年九月三日（『續紀史料』二十一⁴⁹⁹）、宿禱に縁り伊勢太神宮に向ひたまひしこと延暦十年十月二十七日（『續紀史料』二十一⁶⁵⁹）、帰京せしこと同年十一月十一日條（『續紀史料』二十一⁶⁶⁸）参照。

七日（壬戌）勅して、京畿・七道諸國の兵士は停廢に従ふも、陸奥・出羽・佐渡三國と大宰府の兵士は舊に依りて置きたまふ。

〔類聚三代格〕卷第十八 軍毅兵士鎮兵事

勅。隨レ時宣レ化。救レ弊之術已殊。垂レ機濟レ民。爲レ治之方斯在。朕恆膺寶曆。嗣守洪基。每念黎蒸。无忘靈緜。頃年在外國司多乖朝憲。頻頒制令。罕能遵行。夫兵士之設備於非常。而國司軍毅非理役使。徒致公家之費。還爲奸吏之資。靜言於此。爲レ弊良深。宜下京畿及七道諸國並從停廢。以省中勞役。但陸奥出羽佐渡等國及大宰府者。

地是邊要不可無備。所レ有兵士宜レ依レ舊置。諸司品部等戸。本司徵役。特甚平民。遂令逃散不聊其生。如此等之色其數居多。宜下量閑劇。隨レ事省却。主者施行。

延暦十一年六月七日

〔類聚三代格〕卷第十八 軍毅兵士鎮兵事

太政官符

應レ依レ舊置兵士事

右得長門國解備。謹奉去延暦十一年六月七日勅書備。夫兵士之設備於非常。傳馬之用給於行人。而軍毅非理役使。國司恣心乘用。徒致公家之費。還爲奸吏之資。靜言於此。爲弊良深。宜下京畿及七道諸國。兵士傳馬並從停廢。以省中勞役。但陸奥出羽佐渡等國及大宰府者。地是邊要不可無儲。所レ有兵士宜レ依レ舊者。（中略）

延暦廿一年十二月

〔弘仁格抄〕下 格卷八

勅

同十一年六月七日

○、諸國の兵士を悉く停止せしこと天平十一年五月二十五日（『續紀史料』七一-209）、舊に依りて兵士を點差せしこと同十八年十二月十日（『續紀史料』八一-575）、殷富の百姓で才弓馬に堪へる者を點びその当番ごとに武藝を習はしめ、徵發に屬しこと寶龜十一年三月十六日（『續紀史料』十八-299）條參照。

十日（癸巳）皇太子久しく病む。諸陵頭を淡路國に遣はして、崇道天皇の靈に謝し奉らしむ。

〔日本紀略〕前篇十三

癸巳。皇太子久病。卜之。崇道天皇爲崇。遣諸陵頭調使王等於淡路國。奉謝其靈。

【参考】

〔類聚國史〕卷第二十五 帝王五 追號天皇 崇道天皇

延暦十九年七月己未。(二十日)詔曰。朕有レ所レ思。宜下故皇太子早良親王。追稱崇道天皇。故廢皇后井上内親王。追復稱皇后。

其墓並稱山陵。令下從五位上守近衛少將兼春宮亮丹波守大伴宿禰是成。率陰陽師衆僧。鎮謝在淡路國崇道天

后。其墓並稱山陵。令下從五位上守近衛少將兼春宮亮丹波守大伴宿禰是成。率陰陽師衆僧。鎮謝在淡路國崇道天

○廢太子早良親王が薨せしこと延暦四年十月十七日(『續紀史料』十九一450)、親王を崇道天皇と追稱せしこと延暦十九年七月

二十三日條参照。

十四日(丁酉)諸國の兵士、邊要の地を除く外は皆停廢に從ふにより、兵庫の鈴藏及び國府等の類は健兒を差して守衛に充つ。

〔類聚三代格〕卷第十八 健兒事

太政官符

應レ差ニ健兒ニ事

大和國卅人	河内國廿人	和泉國廿人
山背國卅人	伊賀國卅人	伊勢國百人
參河國卅人	遠江國六十人	駿河國五十人
甲斐國卅人	相模國百人	武藏國百五人
上総國一百人	下総國一百五十人	常陸國二百人
美濃國一百人	信濃國一百人	上野國一百人
若狭國卅人	越前國一百人	能登國五十人
越後國一百人	丹波國五十人	丹後國卅人
因幡國五十人	出雲國一百人	石見國卅人

隱岐國卅人

播磨國一百人

美作國五十人

備前國五十人

備中國五十人

備後國五十人

安藝國卅人

周防國卅人

長門國五十人

紀伊國卅人

淡路國卅人

阿波國卅人

讚岐國五十人

伊豫國五十人

土左國卅人

以前被右大臣宣備。奉勅。今諸國兵士。除邊要地之外。皆從停廢。其兵庫鈴藏及國府等類。宜下差健兒以充守衛。上藤原繼綱宜下簡差郡司子弟。作番令守。

延暦十一年六月十四日

〔類聚三代格〕卷第十七 獄免事

太政官符

應免調健兒事

右得大和國解備。依太政官去延暦十一年六月十四日符。差件人等令守衛國庫。以五人爲一番。即分卅人作二十四番。一人所直六十箇日。而依延暦十四年閏七月十五日勅書。減省雜徭。卅日爲限。緣此分五人爲兩番。人數減少不足分衛。更簡點之。加倍者。恐僥幸欠少。不堪貢具。望請。准承前兵士免調者。被大納言從三位神王宣備。奉勅。依請。山城河内攝津和泉亦准此。

延暦十六年八月十六日

〔政事要略〕卷第五十九 交替雜事 雜徭

弘兵格云。應免調健兒事

右得大和國解備。依太政官去延暦十一年六月十四日符。差件人等令守衛國庫。以五人爲一番。即分卅人作二十四番。一人所直六十箇日。(中略)

延暦十六年八月十六日

〔弘仁格抄〕下 格卷八

應差健兒事

延暦十一年六月十四日

○兵士三百人を健兒としせしこと天平五年十一月十四日（『續紀史料』六一 282）、諸道の健兒・儲士・選士の田租・雜徭の半ばを免ぜしこと天平六年四月二十三日（『續紀史料』六一 342）、東海・東山・山陰・山陽・西海等の道の諸國の健兒を停止せしこと同十年五月三日（『續紀史料』七一 65）、伊勢・近江・美濃・越前四國の郡司子弟及び百姓の年四十已下二十已上で弓馬を練習せる者を簡點して健兒とせしこと天平寶字六年二月十二日條（『續紀史料』十二一 325）條参照。

十七日（庚子）勅して、淡路國をして崇道天皇の冢の下に隍を置き、濫穢せしむること勿らしめたまふ。

〔類聚國史〕卷第二十五 帝王五 追號天皇 崇道天皇

桓武天皇延暦十一年六月庚子。勅。去延暦九年。令_下淡路國_一充_二某親王_{崇道天皇}。守冢一烟。兼隨近郡司專_中當其事_上。而不存_一警衛_一。致_レ令_レ有_レ崇。自今以後。冢下置_レ隍。勿_レ使_二濫穢_一。

〔日本紀略〕前篇十三

庚子。勅。去延暦九年。令_下淡路國_一充_二某親王_{崇道天皇}。守冢一烟。兼隨近郡司專_中當其事_上。而不存_一警衛_一。致_レ令_レ有_レ崇。自今以後。冢下置_レ隍。勿_レ使_二濫穢_一。

二十二日（乙巳）雷雨ありて潦水滂沱にして、式部省の南門を倒仆す。

〔日本紀略〕前篇十三

乙巳。雷雨。潦水滂沱。式部省南門爲_レ之倒仆。

七月 小
甲寅朔
盡

二日（乙卯）勅して、六世以下の王、姓を賜はらんことを請願すれば、願ふところの姓を注し、先づ官に申し然る後に行はしめたまふ。

〔類聚國史〕 卷第七十九 政理一 法制

桓武天皇延暦十一年秋七月乙卯。勅。頃年京職輒賜諸王姓。即著籍帳以成常。自今以後。六世以下之王。情願賜姓。注所願姓。先以申請。然後行之。

○『類聚國史』は「七月乙卯」（二日）に作るも、「類聚三代格」をはじめ、「弘仁格抄」などはいづれも「三日」（丙辰）に作れば今暫くこれに従ふ。

〔類聚三代格〕 卷第十七 國諱追號并改姓名事

太政官符

不可輒改王之姓事

右被〔藤原是公〕右大臣宣傳。奉勅。如聞。頃年之間。京職恣改王姓。輒着籍帳。積習爲常。於事商量。深非道理。自此以後。不得更然。先注所願之姓。申官待報。然後改之。

延暦十一年七月三日

〔弘仁格抄〕 下 格卷九

不可輒改王之姓事

延暦十一年七月三日

〔日本後紀〕 卷十二 桓武天皇 延暦二十三年正月己亥（二十三日）條

己亥。制。延暦十一年七月三日格。六世已下王。情願改姓者。注所願之姓。先申官待報。然後改之。不得輒行者。頃年之間。未有申請。既違格旨。自今以後。除承嫡之外。猶不改者。宜下抑止計帳。不得疎漏。

三日（丙辰）本野王の父清直に淡海眞人の姓を賜ふ。

〔日本三代實錄〕卷第三十八 陽成天皇 元慶四年八月十四日條

十四日乙未。正六位上本野王賜姓淡海眞人。其先。出自天命開別天皇之後也。本野自言。親父清直。延暦十一年

七月三日。賜姓淡海眞人。而本野脫漏不預爲臣之例。故追賜焉。

齋内親王の禊の用度は神郡供給を停止し、正税を春き備へ齋宮寮家に運び送らしむ。また、神郡の百姓の請ひにより、齋宮寮年料の乾薺を輸すことを止めしむ。

〔類聚三代格〕卷第一 齋王事

太政官符

一 齋内親王禊用度事

右内親王行レ禊之日。依レ例神郡供給。及儲雜物宜レ停止之。仍齋宮寮每レ事儲レ之。其供給料稻二百冊束。春レ備正税運送寮家。但夫并馬。依承前例神郡行レ之。

一 齋宮寮年料乾薺事

右薺依レ例令レ輸。神郡百姓所レ進三千斤。而百姓等申云。調庸雜徭之外。輸一件乾薺。艱辛殊深者。宜下停レ輸レ薺。寮差神戸令ち苛。其粮食料充用正税。

以前被右大臣宣レ備。奉レ勅。如レ右者。寮依レ件施行。自レ今以後永爲恒例。

延暦十一年七月三日

五日（戊午）桑棗の鞍橋を禁ず。

〔日本紀略〕前篇十三

七月戊午。禁桑棗鞍橋。但舊者申所司燒印用レ之。

【参考】

〔延喜式〕 卷四十一 彈正臺

凡禁下斷刈二大小麥青苗一。爲二馬草一賣中買。并桑棗木鞍橋上。

二十四日（丁丑）曲宴ありて、五位以上に衣を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

七月丁丑。曲宴。賜二五位以上衣一。

二十五日（戊寅）勅して、夷爾散南阿破蘇、遠く王化を慕ひ情に入朝を望むにより、路次の國をして軍士三百騎を擇びて國堺に迎接し、専ら威勢を示さしめたまふ。

〔類聚國史〕 卷第百九十 風俗 俘囚

七月戊寅。勅。今聞。夷爾散南公阿破蘇。遠慕二王化一。情望二入朝一。言二其忠款一。深有レ可嘉。宜下路次之國。擇二壯健軍士三百騎一。迎接國堺一。專示中威勢上。

○陸奥の夷俘・俘囚を朝堂院に饗し、爵位を授けしこと本年十一月三日條に見ゆ。

二十七日（庚辰）兩京の豪富の室・市郭の人、送終の禮において奢靡を競ひ、典法に遵はざれば、自今以後更に然ることなからしむ。

〔類聚三代格〕 卷第十九 禁制事

太政官符

應レ禁下斷兩京僭二奢費儀一事

右被〔藤原繼通〕右大臣宣一備。奉レ勅。送終之禮必從二省要一。如レ聞。豪富之室。市郭之人。猶競二奢靡一不レ遵二典法一。遂敢妄結二隊伍一假設二幡鐘一。諸如レ此類不レ可二勝言一。貴賤既無二等差一。資財空爲二損耗一。既窪之後酣醉而歸。非二唯虧二損風教一。實亦

深_ニ蠹_ニ公私_一。宜_レ令_ト_二所司_一嚴加_中_二捉搦_上_一。自今以後勿_レ使_二更然_一。其有_ニ官司相知故縱_一者_。與_ニ所犯人_一並科_ニ違勅罪_一。仍於_ニ所在條坊及要路_一明加_ニ榜示_一。

延曆十一年七月廿七日

〔弘仁格抄〕下 格卷九

應_レ禁_ニ斷_ト兩京僭_ニ奢費儀_ニ事

延曆十一年七月廿七日

八月 大
癸未朔盡

四日（丙戌）京城に近きにより、山城國紀伊郡の深草山の西面に葬埋することを禁ず。

〔類聚國史〕卷第七十九 政理一 禁制

十一年八月丙戌。禁レ葬ニ埋山城國紀伊郡深草山西面。縁レ近ニ京城ニ也。

〔日本紀略〕前篇十三

八月丙戌。禁レ葬ニ埋山城國深草山西面。縁レ近ニ京城ニ也。

〔参考〕

〔令義解〕喪葬

凡皇都所謂天子。及道路謂之公行。側近。並不レ得ニ葬埋。

九日（辛卯）大雨洪水あり。

〔日本紀略〕前篇十三

辛卯。大雨洪水。

十一日（癸巳）赤目埼に幸し、洪水を覽たまふ。

〔日本紀略〕前篇十三

癸巳。幸ニ赤目埼ニ覽ニ洪水。

十二日（甲午）水害に遇ひし百姓を賑贍せしむ。

〔日本紀略〕前篇十三

甲午。遣^モ使賑^{シテ}贍百姓。以レ遇^リ水害^ニ也。

十七日（乙亥）曲宴ありて、五位以上に帛を賜ふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

八月乙亥。曲宴。賜^{シテ}五位以上帛^一有^レ差。

二十日（壬寅）制を下して、隼人の調を偏く輸^シしむ。

〔類聚國史〕卷第百九十 風俗 隼人

十一年八月壬寅。制。頃年隼人之調。或輸或不^レ輸。於^ニ政事^一甚涉^リ不平。自今以後。宜^レ令^シ偏輸^一。

雜載

〔長岡京木簡〕（木簡研究三一28）

(三)・「^ノ讚岐國山田郡^(種力)田郷舍^(入カ)×
・「^ノ延暦十一年八月七日

(105) × 19 × 3 039

九月 大癸丑朔盡

四日（丙辰）曲宴ありて、五位已上に物を賜ふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

九月丙辰。曲宴。賜_二五位已上物_一有レ差。

九日（辛酉）大原野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

九月辛酉。遊_二獵于大原野_一。

〔日本紀略〕前篇十三

九月辛酉。遊_二獵于大原野_一。

二十一日（癸酉）栗前野に遊獵し、五位已上に衣被を賜ふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

癸酉。遊_二獵于栗前野_一。賜_二五位已上衣被_一。

二十五日（丁丑）登勒野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

丁丑。遊_二獵于登勒野_一。

二十七日（己卯）任官あり。

〔日本紀略〕前篇十三

己卯。任官。

〔公卿補任〕 延暦十五年條・弘仁元年條

（參議） 從四位下 紀棍長四十（中略）十一年九月己卯兵部少輔（後略）

（參議） 正四位下 巨勢野足六十（中略）十一年九月廿七日己卯兼陸奥介。（後略）

二十八日（庚辰）交野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

庚辰。遊獵於交野。

雜載

〔長岡京木簡〕（木簡研究三一-28）

（四）・「讚岐國山田郡三谷方」□□鄉□□□□□□□（上方）」

・「延暦十一年九月一日」

十月 小癸未朔盡

一日（癸未）外虜を懷くるにより、陸奥國の俘囚吉弥侯部眞麻呂・大伴部宿奈麻呂に位を授ぐ。

〔類聚國史〕卷第百九十 風俗 俘囚

冬十月癸未朔。陸奧國俘囚吉弥侯部眞麻呂。大伴部宿奈麻呂。敍_二外從五位下。懷_二外虜_一也。

〔日本紀略〕前篇十三

十月癸未朔。陸奧國俘囚二人敍_二外從五位下。懷_二外虜_一也。

十三日（乙未）大原野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

十月乙未。遊_二獵于大原野_一。

二十五日（丁未）路遠きを以て相模國の橘・伊豫國の瓜を獻ずることを停む。

〔類聚國史〕卷三十三 帝王十三 御膳

桓武天皇延暦十一年十月丁未。停_二相模國獻_レ橘。伊豫國獻_レ瓜。以_二路遠_一也。

〔日本紀略〕前篇十三

丁未。停_二相模國獻_レ橘。伊豫國獻_レ瓜。以_二路遠_一也。

〔参考〕

〔延喜式〕卷三十一 宮内省・卷三十三 大膳下・卷三十七 典藥寮

諸國例貢御贊

(中略) 相模。橘子。甘子。(後略)

諸國貢進菓子

(中略) 相模國。柑子。十擔。(後略)

諸國進年料雜藥

伊豫國卅二種 (中略) 瓜蒂二兩 (後略)

○このほか、天平十年度駿河國正税帳に相模國の橘進上のこと見ゆ。

二十七日（己酉）五位已上の上日は内裏の上日を通計せしむ。

〔類聚符宣抄〕卷第十 五位已上朝參上日

五位已上上日事

右〔類聚符宣抄〕大臣宣。太政官所レ送五位已上上日。自今以後。宜レ通三計内裏上日。勿ミ獨點ミ朝座上日而已。

延暦十一年十月廿七日

即日面召式部大丞藤原友人一宣告了。

二十八日（庚戌）勅して、京畿の百姓に田を班ちたまふは、男の分は令に依り、其餘を女に給ふ。

〔類聚國史〕卷第百五十九 田地上 口分田

十一年十月庚戌。勅。班京畿百姓田者。男分依レ令給レ之。以_ニ其餘_ニ給レ女。其奴婢者。不_レ在_ニ給限。

○本年の班田のために、畿内班田使が任命されしこと延暦十年八月五日條（續紀史料二十一 640）、葛野郡の口分田が京に収公されるにより、山背國の雜色田を百姓に班給せしこと延暦十二年七月十五日條参照。

十一月 大
壬子朔盡

一日（壬子）日、蝕することあり。

〔日本紀略〕前篇十三

十一月壬子朔。日有^レ蝕。

三日（甲寅）陸奥の夷俘・俘囚を朝堂院に饗し、詔して、爵位を授けたまふ。

〔類聚國史〕卷第百九十 風俗 俘囚

十一月甲寅。饗^ニ陸奥夷俘爾散南公阿波蘇。宇漢米公隱賀。俘囚吉弥侯部荒嶋等於朝堂院^ニ阿波蘇。隱賀並授^ニ爵第一等。荒嶋外從五位下。以^レ懷^レ荒也。詔曰。蝦夷爾散南公阿波蘇。宇賀米公隱賀。俘囚吉弥侯部荒嶋等。天皇朝^ル參上仕奉^豆。今者己國尔罷去^タ天仕奉^タ止^タ聞食行^豆。冠位上賜^{久宣}。又宣^久自^レ今往前母伊佐乎久之仕奉^波。益々須治賜物^曾宣大命乎聞食^止宣。

○夷爾散南阿破蘇、入朝を望むにより、路次の國をして軍士三百騎を擇びて國境に迎接せしめしこと、七月二十五日條参照。

十四日（乙丑）故入唐大使藤原清河の家を捨てて寺と爲し、濟恩院と號づく。

〔類聚國史〕卷第百八十 佛道七 諸寺

十一年十一月乙丑。聽^ト捨^ニ故入唐大使贈從二位藤原朝臣清河家^{一爲^モ寺}。号曰^ニ濟恩院。

○藤原清河が遣唐大使に任じられしこと天平勝寶二年九月二十四日條（『續紀史料』九下—170）参照。なお、唐で客死せし清河に正三位を贈りしこと延暦二十二年三月丁巳（三日）條に見ゆ。

十七日（戊辰）群臣を宴し、大歌・彈琴の人位を授ぐ。

〔類聚國史〕卷第九 神祇九 新嘗祭

十一年十一月戊辰。宴^三群臣。賜^レ物有^レ差。大歌彈琴人正六位上巨勢王。甘南備眞人國成。大宅朝臣廣足授^一從五位下^一。

十九日（庚午）勅して、位・季祿を賜ふ時は、自づから大藏省に參りて受けしめたまふ。

〔類聚三代格〕卷第二十 斷罪贖銅事

太政官符

應^レ送^二五位已上歷名事

右得^一彈正臺解^一備。去延暦十一年十一月十九日勅。例賜^二位祿季祿^一時者。諸五位已上自參^一大藏省^一受。若不^レ參者彈^一正糺^一之者。而依^レ無^二歷名^一不^レ便^レ勘^レ之。謹請^一處分^一者。〔藤原内麻呂〕右大臣宣。奉^レ勅。式部省寫^二五位已上歷名^一臨^レ時送^レ臺。其六位已下者專預^一彼省^一者。宜^一承知依^レ言行^レ之。自今以後。永爲^一恒例^一。

弘仁二年五月十三日

〔政事要略〕卷第二十七 年中行事十一月 紿春夏季祿

弘式格云。應^レ送^二五位以上歷名^一事

右得^一彈正臺解^一備。去延暦十一年十一月十九日勅。例賜^二位祿季祿^一時者。諸五位以上。自參^一大藏省^一受。若不^レ參者彈^一正糺^一之者。而依^レ無^二歷名^一不^レ便^レ勘^レ之。謹請^一處分^一者。〔藤原内麻呂〕右大臣宣。奉^レ勅。式部省寫^二五位以上歷名^一臨^レ時送^レ臺。其六位以下者。專預^一彼省^一者。宜^一承知依^レ言行^レ之。自今以後永爲^一恒例^一。

弘仁二年五月十三日

勅して、内外の諸司の人、薄き色の朝服を着ることを禁ず。

〔政事要略〕卷第六十七 紊彈雜事 男女衣服并資用雜物

弘彈格云。太政官符。應^レ聽^三内外諸司人着^二薄朝服^一事

右檢^一去延暦十一年十一月十九日勅。例禁^レ着^二件色^一。今被^一右大臣宣^一備。奉^レ勅。自今以後。宜^レ莫^二禁制^一。

弘仁五年閏七月廿六日

〔西宮記〕 卷第三 裏書

弘仁五年閏七月廿六日符云。應レ聽ニ内外諸司人着薄朝服事。

右檢去延暦十一、十一、十九、勅例。禁レ着一件色。今被右大臣宣レ備。奉レ勅自今以後。宜莫禁制。

二十四日（乙亥）雪雨るにより、近衛官人已下に綿を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第百六十五 祥瑞上 雪

桓武天皇延暦十一年十一月乙亥。雨レ雪。近衛官人已下。賜レ物有レ差。

二十五日（丙子）大雪により、駕輿丁已上に綿を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第百六十五 祥瑞上 雪

丙子。大雪。駕輿丁已上。賜レ綿有レ差。

二十八日（己卯）永えに出羽國の平鹿・最上・置賜三郡の狄の田租を免す。

〔類聚國史〕 卷第八十三 政理五 免租稅

十一年十一月己卯。永免出羽國平鹿。最上。置賜三郡狄田租。

年中の出舉の雜用を除く諸國の古稻は、咸く糙と爲さしむ。

〔延暦交替式〕

太政官符。應レ糙ニ諸國古稻事。得ニ民部省解レ備。被ニ太政官去延暦五年三月廿八日宣レ備。諸國正稅。除ニ論定公解并年中雜用ニ之外。殘穎滿二卅万束。宜レ返却正稅帳。若不レ及者。留レ帳勘申者。諸國不レ務ニ糙成ニ古稻稍多。交替之日。

彼此有レ煩。爲レ糙之時。還陳_レ耗損。望請。除_レ年中出舉雜用_レ之外。不_レ遣_レ束把。咸皆爲_レ糙者。省宜承知。依_レ件施行。

延曆十一年十一月廿八日

〔類聚三代格〕卷第八 不動々用事

太政官符

應_レ停_レ止除_レ出_レ舉正稅_レ本稻_レ以外盡令_甲レ糙事

右得_二東海道觀察使從三位行式部卿藤原朝臣葛野麻呂解_一僕。檢下太政官去延曆十八年五月廿日下_二諸國_一符上_レ僕。太政官去延曆十七年九月十七日符_レ僕。自今以後。出_レ舉正稅_レ給_レ穀。收_レ穀立爲_二恒例_一者。今被_二右大臣宣_一僕。奉_レ勅。如聞。稻有_二早晚_一。各任_二土宜_一。而盡_レ穎爲_レ穀。種子難_レ弁。宜_下本者收_レ穎利者納_レ穀。不_レ絕_二本穎_一。廻充_二種子_一。本稻之外不得_レ收_レ穎。若有_二過_レ限收_レ穎者。國郡官司科_二違勅罪_一者。今或國司等偏執_二此符_一。公廨利稻并年中雜用皆悉令_レ糙。其收_レ糙之儲將_レ充_二遠貯_一。而今日勞_レ糙。明年盡用。徒有_二民弊_一。曾無_二公益_一。望請。依_二延曆十一年十一月二十八日符_一。年中雜用并公廨等稻不_レ勞_レ爲_レ糙。以省_二民弊_一者。(藤原内蔵由)右大臣宣。奉_レ勅。依_レ請。

大同元年八月廿五日

〔日本後紀〕卷十四 平城天皇 大同元年八月乙酉(二十五日)條

乙酉。參議東海道觀察使從三位藤原朝臣葛野麻呂言。延曆十七年格。出_レ舉正稅_レ給_レ穀收_レ穀。立爲_二恒例_一者。而今奉_レ勅。稻有_二早晚_一。各任_二土宜_一。而盡_レ穎爲_レ穀。種子難_レ辨。宜_下本者收_レ穎。利者納_レ穀。不_レ絕_二本穎_一。廻充_二種子_一。本稻之外。不得_レ收_レ穎。若有_二過_レ限收_レ穎者。國郡官司科_二違勅罪_一者。今或國司等。偏執_二此格_一。公廨利稻并年中雜用。皆悉令_レ糙。其收_レ穎穀之意。本爲_二遠貯_一。而今日勞_レ糙。明年盡用。從有_二民弊_一。曾无_二公益_一。伏望依_二延曆十一年十一月廿八日格_一。年中雜用并公廨等稻。不_レ勞_レ爲_レ糙。以省_二民弊_一者。許_レ之。

○『日本後紀』の文は、『類聚國史』卷八十三、政理五にも見ゆ。なお、諸國の正稅の殘穎が卅万束に満つれば正稅帳を返却し、及ばざれば帳を留めて勘申せしこと延曆五年三月二十八日條(『續紀史料』二十一24)参照。

閏十一月 小
壬午朔 盡

一日（壬午）新たに彈例八十三條を制し、彈正臺に賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第百七 職官十二 彈正臺

桓武天皇延暦十一年閏十一月壬午朔。新制^ニ彈例八十三條^一賜^ニ彈正臺^一。文多不^レ載。

〔日本紀略〕 前篇十三

閏十一月壬午朔。新彈例八十三條賜^ニ彈正臺^一。

〔参考〕

〔彈例〕 逸文

・彈例云。四月八日。七月十五日。京中諸寺齋會之時。遣巡察彈正等。糺彈非違事。〔本朝月令〕四月八日灌佛、〔執柄家年中行事〕四月八日彈正檢察東西寺事)

・彈例曰。凡相^ニ遇親王^一者。三位下馬而立。四位已下跪坐。但大臣斂馬側立。^(中略)又條^ニ云。三位^ニ於宮中^ニ遇^ニ親王^一者。跪坐。但大臣不^レ得^ニ跪坐^一者。為見古禮載之。依^ニ式文^ニ不行。^(政事要略)卷六十九、致敬拜禮下馬)

・彈例云。若座無弼已上官者。不^レ得^レ輒^ニ五位已上^一者。若座無^レ佐。縱雖^レ有^レ尉。至^ニ于五位以上^一。猶似不^レ可^ニ推勘也。^(政事要略)卷六十一、檢非違使)

・彈例云。衣之體制。准袖裁縫。其表衣長令見袴襠。不^レ得^レ著^レ地。襖子。汗衫。宜亦准^レ此減却。^(政事要略)卷六十七、男女衣服并資用雜物)

・又去大同二年八月十九日下彈正台例云。雜石腰帶。畫飾大刀。及素木鞍橋。獨射^ニ葦鹿^ニ羆皮等。一切禁斷者。^(日本後紀)弘仁元年九月乙丑條)
〔日本後紀〕弘仁元年九月乙丑條)
・依^ニ大同二年八月十九日彈例^一。爲見^ニ古所^レ制^一者。一切禁斷。^(西宮記)臨時八、服者裝束)

・依_二大同四年五月十二日謄勅符_一。更聽_二著用_一。（『西宮記』臨時八、服者裝束）

・今案彈例云。彈官人及雜色人者。具錄_二犯狀_一移_二刑部省_一令_二斷罪_一者。（『類聚三代格』卷二十、斷罪贖銅事、嘉祥二年十二月

十六日太政官符）

・去延曆十一年十一月十九日勅。例賜_二位祿季祿_一時者。諸五位已上自參_二大藏省_一受。若不_レ參者彈正_レ糺之者。（『類聚三
代格』卷二十、斷罪贖銅事九、弘仁二年五月十三日太政官符）

○新彈例が公布されしこと本年十一月十九日條参照。なお、再び彈例が制定されしこと大同二年八月十九日條に見ゆ。

任官あり。

〔日本紀略〕前篇十三

閏十一月壬午朔。（中略）任官。

二日（癸未）水生野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

閏十一月癸未。遊_二獵_一于水生野。

四日（乙酉）多治比眞人子姉卒す。

〔日本紀略〕前篇十三

乙酉。多治比子姉卒。參議大中臣諸魚母也。先是。諸魚進_二家譜_一云。中臣朝臣任_二神祇伯_一者。是天照大神神主也。累世相承。遭_レ喪不_レ解者。勅。雖_レ不_レ躬_二喪紀_一。不可_レ供_二神事_一。宜_レ令_レ修_二其服_一。

〔祭主補任〕

乙酉。從四位□多治比眞人子姉卒。故右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂之妻。參議從四位下守近衛大將兼神祇伯行式部

中臣朝臣清麻呂の妻、諸
魚の母

大輔近江守諸魚之母也。中臣朝臣任_二神祇伯_一者。是天照大神神主也。累世相承。遭喪不_レ解者。勅。雖_レ不_レ躬_二喪紀_一。
不_レ可_レ供_二神事_一。宜_レ令_レ修_二其服_一。

○無位から從五位下に敍せられしこと神護景雲二年十月十五日（『續紀史料』十五－100）、從五位上より正五位下に敍せられしこと寶龜三年正月十日（『續紀史料』十六－131）、右大臣第へ行幸ありし時正五位上に敍せられしこと同三年二月十七日（『續紀史料』十六－325）、從四位下に敍せられしこと同七年正月七日（『續紀史料』十七－314）、右大臣第へ行幸ありし時從四位上に敍せられしこと同九年四月十八日（『續紀史料』十八－31）、正四位下に敍せられしこと延暦五年正月十四日條（『續紀史料』二十一－9）参照。

七日（戊子）諸院を巡幸したまふ。還宮し、從官に祿を賜ふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇巡幸

閏十一月戊子。巡_二幸諸院_一。還宮。賜_二從官祿_一有_レ差。

〔日本紀略〕前篇十三

戊子。巡_二幸諸院_一。

九日（庚寅）葛葉野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

庚寅。遊_二獵于葛葉野_一。

十一日（壬辰）畿内の百姓、或ひは戸口を増し、或ひは生年を加へ奸詐多し。勅して、眞偽を勘して田を給ふべしとのたまふ。

〔類聚國史〕卷第一百五十九 田地上 口分田

閏十一月壬辰。勅。今聞。畿内百姓。奸詐多端。或競增_二戸口_一。或浪加_二生年_一。宜_レ下勘_二眞偽_一。乃給_中其田_上。若致_二踈略_一。處以_二重科_一。

伊豫國、白鹿を獻る。

〔日本紀略〕前篇十三

壬辰。伊豫國獻白鹿。

【参考】

〔延喜式〕卷二十一 治部省

(前略) 白鹿仁鹿也。色如霜雪。 (中略)

右上瑞

十六日(丁酉) 大原野に遊獵し、五位已上に綿を賜ふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

丁酉。遊獵于大原野。日暮還宮。賜五位已上綿有差。

十八日(己亥) 高橋津に幸し、石作丘に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

己亥。幸高橋津。便遊獵于石作丘。

二十日(辛丑) 明經の徒に漢音を習はしむ。

〔日本紀略〕前篇十三

辛丑。勅。明經之徒。不レ事レ習レ音。發聲誦讀。既致訛謬。宜レ熟レ習漢音。

〔弘仁格抄〕上 格卷三

應レ令下明經生習音事

延暦十一年閏十一月廿日

○漢音を習はざる年分度者の得度を認めざること延暦十二年四月二十八日條參照。

二十四日（乙巳）登勒野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

乙巳。遊獵于登勒野。

二十八日（己酉）征東大使大伴乙麻呂、辭見す。

〔日本紀略〕前篇十三

己酉。征東大使大伴乙麿辭見。

○乙麻呂（弟麻呂）に節刀を賜ひしこと延暦十三年正月一日條、節刀を進りしこと同十四年正月二十九日條、征夷大將軍以下に爵級を賜ひしこと同年二月二日條參照。

十二月 辛亥朔盡

二十七日（丁丑）恪勤を懈らぬ東大寺の金光明寺奴廣前ら、天平勝寶元年十一月廿七日の勅旨に依りて、放免し良に從はしむ。

〔東大寺要録〕卷第十 雜事章之餘

日本後紀 四十卷

延暦十一年十二月丁丑。東大寺三綱言。案去天平勝寶元年十二月廿七日勅曰。以奴婢等奉施金光明寺。其年至六十已上及廢疾者。准官奴婢。依命行之。雖非高年。立性恪勤。駢使無違。衆僧矜請。放免從良者。今奴廣前等。恪勤非懈。駢使合心。伏請從良。許之焉。

○東大寺に奴婢を施入せしこと天平勝寶元年十二月二十七日條（續紀史料九上-706）参照。

是歲雜載

〔日本後紀〕卷二十二 嵐峨天皇 弘仁三年六月辛丑（十五日）條

辛丑。大和國人故正六位上忍海原連鷹取追賜姓朝野宿祢。鷹取之子從五位下朝野宿祢鹿取言。去延歷十一年詐爲叔父正六位上朝野宿祢道長之子。既得出身并改姓。今道長自有繼嗣。伏請還付本生。得承家門者。許之。又依鹿取請。追改鷹取姓。

〔續日本後紀〕卷十三 仁明天皇 承和十年六月戊辰（十一日）條

戊辰。參議從三位勲六等兼越中守朝野朝臣鹿取薨。鹿取者。元大和國人。正六位上忍海原連鷹取之子也。叔父從六位上朝野宿祢道長爲子出身。延歷十一年自言歸父戶。追賜父鷹取姓宿祢。（後略）

〔公卿補任〕

延暦十一年申壬

右大臣 從二位 藤繼繩 皇太子傅。中衛大將。

大納言 正三位

同小黒麿

中務卿。皇后宮大夫。

紀船守六十四月二日薨。式部卿。近衛大將。天皇甚哀

悼。不視事三日。贈右大臣正三位。（參議

五年。中納言七年。近衛大將八年。大納言二年。）

神王 彈正尹。下總守。

參議 正四位上

紀古佐美六十征夷大將軍。中衛中將。二月兼但馬

守。四月兼右衛門督。春宮大夫左大辨

如元。

壹志濃王六十治部卿。

正四位下

從四位上

大伴潔足七十 兵部卿。十月二日卒(勞三年)。

石川眞守

右大辨。二月丁亥兼大和守。四月轉兼左京大夫。

從四位下

大中臣諸魚 四月乙巳兼近衛大將。伯。式部大輔。

藤雄友

左衛門督。播磨守。四月乙巳任大藏卿。

〔七大寺年表〕

延暦十一年壬申

同帝

僧正善珠

大僧都賢璟

少僧都行賀

興福寺當別子

玄 燐卒歟辭歟。
故大德弟子

中律師善榮

律師善上

等 定

永 忠

善 藻

善 謝

是年。近江國水田一百町。勅施入梵釋寺。

〔元亨釋書〕

卷第二十三 資治未四 桓武

十有一年。(中略)納于梵釋寺。